

大阪大学教授

久保大作

KUBO Daisaku

1. 解説の補足

1. 議題と議案の区別, そして議題の定め方について

4月号の解説の中で、議題とはその株主総会において審議の対象となる事項のこと、そして議案とは議題についての具体的な提案のことである、と説明した。このことを、もう少し敷衍したい。

上記の説明からもわかる通り、議題と議案では議題の方が抽象度が高く、議案の方がより具体的である。解説で述べた例でいえば、議題を「定款の一部変更の件」と定めたいうえでその具体的な内容として株主総会の決定権限の拡張を定めるといふ議案を提出する、という関係である。あるいは他の例としては、議題として「取締役 5 名選任の件」と定めたいうえで、議案として具体的な個人を候補者として提案する、という関係になる。

ただし、議題をどのように定めるのか、どの程度の抽象度で定めるのかは、実は審議の対象となる事項によってまちまちである。取締役会設置会社（ただし公開会社かどうかは不明）に関する事件である名古屋高決平成 25・6・10 判時 2216 号 117 頁は、取締役の解任については議題を単に「取締役解任の件」と記載して発出された招集通知について、目的事項の記載を欠く違法があるとしている。同決定は「解任決議は特定の取締役からその資格を剥奪する行為であること、解任対象者をあらかじめ株主に知らせておくのが通知を要求する法の趣旨に合致することなどから、解任対象者の表示も議題の一部をなすものというべきであ〔る〕」と述べた第 1 審決定を引用している。同決定の考え方に基づくならば、取締役解任という事項については、議題の記載と議案の内容はほぼ一致する（後は解任の時期くらいの差であろう）。すなわち、その抽象度（ないし具体性）にほとんど差がない、ということになるのである。

2. 議題提案権と議案通知請求権の行使要件・行使すべき期間と機関構成の関係について

株式会社の機関構成のあり方によって、議題提案権・議案通知請求権の行使要件や行使すべき期間に違いが生じることは、4月号の解説の中で述べた通りである。ここでは、その具

体的な内容とともに、株主総会における他の規律との関連を指摘することで、会社法が前提としている株主総会のモデルについての理解を深めたい。

議題提案権・議案通知請求権の行使要件等は、取締役会設置会社であるか、公開会社であるかによって違いが生じる。その違いを表にすると次の通りである。

	取締役会設置会社		非取締役会設置会社 (当然、非公開会社)
	公開会社	非公開会社	
議題提案権	・持株要件, 保有期間要件ともあり ・行使時期の規定あり (303条2項)	・持株要件あり, 保有期間要件なし ・行使時期の規定あり (303条2項3項)	・持株要件, 保有期間要件ともなし ・行使時期の規定なし (303条1項)
議案通知請求権	・持株要件, 保有期間要件ともあり ・行使時期の規定あり (305条1項但書)	・持株要件あり, 保有期間要件なし ・行使時期の規定あり (305条1項但書2項)	・持株要件, 保有期間要件ともなし ・行使時期の規定あり (305条1項本文)

これらを、いくつかのポイントから整理してみよう。

- (1) それぞれの機関構成において、議題提案権と議案通知請求権を行使できる株主の要件（持株要件・保有期間要件）が一致していることに注目すべきである。取締役会設置会社において持株要件や保有期間要件が要求されるのは、権利濫用の防止のためであると説明される（公開会社において保有期間要件が要求されるのは、少量の株式を取得して直ちに嫌がらせ的な株主権行使を行うことを防ぐためである。非公開会社の場合、株式の取得に際して株式会社の承認が必要であるから、そのような嫌がらせ目的で株式を取得する可能性は低い）。
- (2) これに加えて、取締役会設置会社においては、公開会社・非公開会社ともに、権利を行使すべき時期まで完全に一致している。4月号の解説でも述べたように議題提案権の行使が309条5項との関係で不可欠であること、また299条4項により取締役会設置会社では招集通知は書面で行うことが求められることから招集通知の印刷等の準備が必要であることに起因するものである。この309条5項や299条4項の規定は、取締役会設置会社（特に公開会社）においては株式保有が分散し、多くの零細株主が経済的利益を求めて株式を取得するが、そのような株主は普段は会社経営に関与しておらず、株主総会において議決権を行使するにはそれなりの準備が必要である、という想定を前提とする規定である。

(3) これに対して、非取締役設置会社の議題提案権については、行使時期の規定がない。つまり、株主は株主総会の直前、あるいは当日になって議題提案権を行使することも可能なのである。このことは、309条5項が非取締役会設置会社には適用されないこと（つまり招集時点で決定されていなかった事項についても株主総会で決議することができること）と平仄があっている。すなわち、非取締役会設置会社における株主には(2)で述べたような「普段は経営に関与していない」というイメージはない。むしろ、積極的に経営に関与し、株主総会の場で新しい事項が話し合いの対象とされても適切に対応できるような株主がイメージされているように思われる。そのことは、295条1項において株主総会が「株式会社に関する一切の事項について決議することができる」とされていることにもつながっているといえよう（なお、議案通知請求権については、非取締役会設置会社においても行使すべき期間が定められている。これは、他の株主に議案の要領の事前通知を求めるものだ〔それゆえ事前に行使されないと意味がない〕という権利の内容の本質に由来するものである）。

「整理しよう」といいながらまとまりがつかなくなってきたが、ここで言いたかったことは、(i)機関構成により議題提案権・議案通知請求権の行使要件や行使すべき期間が異なることは、それらの機関構成をとる株式会社の株主のイメージが異なることで説明できること、(ii)このようなイメージの違いによって、株主総会の手続に関する他の規定についても説明できること、である。一見すると暗記するしかないように見える規定の違いも、このようなバックグラウンドがあることを知れば、多少は血の通ったもののように思えるのではないだろうか。

II. ステップアップ問題へのヒント

1. 株主提案の無視と株主総会決議の瑕疵

Dが行った株主提案を無視することは、明らかに違法である。しかし、そのことが直ちに当該株主総会でなされた他の決議の効力に影響を与えとは限らない、株主提案が無視されたとしても、他の決議が当該提案と密接に関連するものでない限りは、当該他の決議の効力には影響を及ぼさない、と考えられている（そのことを示す裁判例として、東京高判平成23・9・27資料版商事333号39頁）。そのため、ここでの問題は、無視されたDの株主提案が、Dが攻撃しようとしている取締役選任決議と密接な関連性を有していると言えるかどうか、ということになる。もし関連性を有しているとすれば、たとえ取締役選任決議に関する手続は全て適法であったとしても、株主提案が無視されたことによって招集手続が著しく不公正になった、ということになるだろう。

なお、参考文献として吉本健一「株主提案の不当拒絶と株主総会決議の効力」阪大法学61巻3=4号677頁を参照。

2. 株主提案を行なった者が株主でなくなった場合の株主提案の帰趨

株主提案権に限らず、株主たる地位ないし一定数以上の株式を有することが行使の前提とされている権利について、権利行使後に株主がそれらを喪失した場合、権利行使の効力に影響が及ぶことがある。例えば最決平成18・9・28民集60巻7号2634頁は、検査役選任請求をした株主の議決権保有割合が、請求ののちに新株発行があったために要件の3%を割り込む事態となった場合について、当該新株発行が申請を妨害する目的でなされたなどの特段の事情のない限り、当該申請は不合法となるとしている。また東京地判平成16・5・13判時1861号126頁は、株主代表訴訟を提起した株主がのちに民事再生手続に伴い株主たる地位を喪失した場合について、「原告が口頭弁論終結前に株主たる地位を失った場合には、その原因の如何を問わず、原則として、原告適格を失うものと解すべきである」と述べて訴えを却下している。

このような考え方を前提とするなら、株主提案権についても同様に、株主総会までに株主たる地位を失った場合、あるいは持株要件を満たさなくなった場合には、権利行使の効力が失われると考えることになりそうである。

もっとも、株主提案権の場合、2つの点で考慮すべきことがある。第1に、こと議決権に関する限り、その基準日において株主であった者についてはその後に株式を失ったとしてもなお議決権を行使することができる。とすると、株主でない者が株主総会の構成員となる事態を法律が許容しているといえる。そして株主総会構成員であるならば株主提案権を行使できる、と考えるのもまた自然であるように思われる。このような考え方をとるのかどうか。第2に、上記のような考え方をとらないとしても、株主提案権を受けて株主総会の目的である事項が決定され、招集通知を通じて他の株主に告知された以上は、他の株主においてそれらの事項が審議されるという期待が生じているようにも思われる。そのような期待は法的に保護されるべきか、それとも他の株主は提案権を行使していない以上、積極的に審議を求めてはいないといえるから、消極的に「審議されるだろう」と期待するような考えは保護されないと考えるべきなのか。(なお、以上の学説の対立状況については、岩原紳作編『会社法コンメンタール(7)』104頁〔青竹正一〕を参照)

以上の考え方のいずれをとるか(あるいはとらないか)によって、②③における株主提案権行使の効力の有無についての結論は変わるであろう。これに対して、いずれの考え方をとるにせよ、①における効力については同一の結論が出るように思われる。